

公立大学法人神戸市看護大学基金等運営委員会規程をここに公布する。

2021年9月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第15号

公立大学法人神戸市看護大学基金等運営委員会規程

(設置)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(2019年4月規程第1号)第6条第1項の規定に基づき、神戸市看護大学における基金及び寄附金の管理及び運営について調査審議するため、理事長の下に公立大学法人神戸市看護大学基金等運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 総務・施設担当理事
- (4) 学生支援・入試担当理事
- (5) 教育・研究担当理事
- (6) 図書情報センター長
- (7) いちかんダイバーシティ看護開発センター長
- (8) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が指名する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は理事長を、副委員長は副理事長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 第2条第8号及び第9号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

2 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

4 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができない。

6 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(所掌事項)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基金の事業計画に関する事項
- (2) 基金の予算及び決算に関する事項
- (3) 寄附金の募集の推進に関する事項
- (4) 寄附者への表彰に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、基金及び寄附に関する事項

(議事録の作成)

第8条 委員長は、委員会を開いたときは、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営管理課総務係において、処理する。

(施行細則の委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、2022年1月1日から施行する。